

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

大分厚生年金 事案 1015

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成9年3月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月24日から同年4月1日まで
私は、A社に勤務した期間のうち、同社B支店から同社C支店に転勤した申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がD社（A社のホームページ上の会社沿革によると、同社は平成13年3月にE社を設立。同社が別の会社と合併し、19年4月にD社を設立）から受け取ったとする「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」（事業所名称欄に「A社C支店」と記載）の写し、同社から提出された申立人に係る平成9年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写し、F厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（平成9年3月24日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、前述のF厚生年金基金の加入員記録において、申立人が平成9年3月24日にA社B支店に係る資格を喪失し、同社C支店に係る資格を取得した記録が確認できるところ、同社及びD社の各社会保険事務担当者は、「申立期間当時、F厚生年金基金及び厚生年金保険の資格取得に係る届出用紙は複写式であった。」と供述している。

さらに、前述の「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」において、申立人のA社C支店に係る資格取得日は「平成9年4月1日」

と一旦記入された後、当該日付に二重線が引かれた上で「平成9年3月24日」に書き換えられていることが確認できるものの、当該通知書に訂正日は記載されておらず、訂正印も押されていないことが確認できるところ、F厚生年金基金の事務担当者は、「当時の取扱いは不明だが、現在は、事業所から書類が提出された後、事業所からの連絡を受けて資格取得日等を訂正する場合、該当箇所に二重線を引いた上で当基金の訂正印を押している。」と回答しており、A社の社会保険事務担当者は、「当時の取扱いは不明だが、現在は、年金事務所及び厚生年金基金に書類を提出する前に資格取得日等を訂正する場合、該当箇所に二重線を引いた上で訂正後の記録を記入している。なお、訂正印は押していない。」と回答していることなどから判断すると、事業主は、申立人の資格取得日を平成9年3月24日に訂正した厚生年金保険の被保険者に係る資格取得届を社会保険事務所に、厚生年金基金の加入員に係る資格取得届を当該基金にそれぞれ届け出たものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成9年3月24日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」の記録、及び申立人に係るF厚生年金基金の平成9年3月24日の加入員記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 4 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 1 月 21 日から 44 年 3 月 21 日まで

私は、申立期間②において勤務していたA社を退職した際、脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いのに、社会保険庁（当時）の記録上、同社を退職した後に申立期間に係る脱退手当金を受給したとされていることに納得できないので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前の3回の被保険者期間及び申立期間①と②の間にある2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている上、申立人は、「申立期間②の直前に厚生年金保険の被保険者記録が確認できるB社は、A社の子会社であったが、私は申立期間②においてもB社に勤務していたと認識していた。」と主張していることから、申立人が脱退手当金の請求に当たり、B社に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている期間のうち、申立期間①と②の間にあり、異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた2回の被保険者期間については、申立期間②の直後の昭和44年3月27日に重複取消処理が行われた結果、当該未請求期間と申立期間①及び②が同一の記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない被保険者期間が存在することは事務処理上も不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大分厚生年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 4 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2年10か月後の昭和41年12月13日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和39年2月*日に入籍（申立人の主張による婚姻日は昭和38年6月）し、改姓しているところ、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出し簿の氏名は、いずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

総務省大分行政評価事務所長から平成23年5月27日付け大分相第42号「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」で申立人に通知した、申立期間のうち、平成元年12月1日から2年10月1日までの期間、7年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間に係る申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後にオンライン記録における申立人の標準報酬月額があっせんした標準報酬月額と同額となっていることが確認されたことから、当該あっせんに基づく申立人の当該期間に係る記録の訂正を行うことができないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月1日から14年2月11日まで

私はA社に勤務していた期間のうち、平成10年8月支給分から12年1月支給分までの給与支払明細書を所持しており、この期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額より低い金額に記録されている。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

(注) 申立期間のうち、平成元年12月1日から2年10月1日までの期間、7年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間以外の期間については、当委員会の決定に基づき23年5月27日付け通知文の別添により年金記録の訂正は必要でないとされている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成元年12月1日から2年10月1日までの期間、7年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間については、A社が保管している賃金台帳により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から、元年12月から2年9月までの期間は53万円、7年1月及び同年2

月並びに同年7月及び同年8月を56万円とする記録の訂正が必要であるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、大分行政評価事務所長から23年5月27日付け大分相第42号「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」で申立人に通知した総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、当該期間における申立人のオンライン記録の標準報酬月額は、あっせんした標準報酬月額と同額となっていることが確認された。

これらを総合的に判断すると、平成23年5月27日付け通知のあっせんは、事実関係を誤認したものであり、元年12月1日から2年10月1日までの期間、7年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間における申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

大分厚生年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から 44 年 2 月 20 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、同社を退職した後に脱退手当金を受給したことになる。

しかし、当時は脱退手当金の制度も知らず、退職時に会社から説明を受けた記憶も無く、自分で請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る「退職所得の受給に関する申告書」は脱退手当金の裁定請求時に提出されたと考えられるところ、当該申告書の住所欄には申立人がA社を退職した後に居住していたとする実家の所在地（B町（現在は、C市））が記載されている上、氏名欄には申立人の当時の氏名と押印が確認できるほか、申立人に係る「脱退手当金支給決定伺」には、昭和 44 年 6 月 13 日に脱退手当金が支給されたことが記録されている。

また、前述の「脱退手当金支給決定伺」に記録されている脱退手当金の支給日及び支給額はオンライン記録と一致している上、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同社の資格喪失日から約 4 か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 7 月 28 日まで
② 昭和 38 年 1 月 5 日から 39 年 2 月 10 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 18 日から 41 年 1 月 16 日まで
④ 昭和 42 年 9 月 18 日から 43 年 4 月 26 日まで
⑤ 昭和 44 年 6 月 26 日から 47 年 1 月 12 日まで

私は、申立期間①の前に勤務していたA社を退職する時は会社から脱退手当金の説明を受けて、脱退手当金を受給したが、申立期間③において勤務していたB社（現在は、C社）及び申立期間⑤において勤務していたD社を退職する時に脱退手当金の請求をした記憶は無く、受給していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①よりも前のA社に係る厚生年金保険被保険者期間、申立期間①、②及び③に係るもの並びに申立期間④及び⑤に係るものの3回にわたり支給されたと記録されているところ、申立人はA社に係る被保険者期間については脱退手当金の受給を認めており、今回申し立てている2回の脱退手当金支給記録についても申立人の意思に反して支給されたということは考え難い。

また、申立期間①、②及び③については、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できるほか、当該期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和41年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間④及び⑤については、当該期間に係る申立人の脱退手当金

裁定請求書は昭和 47 年 3 月 16 日に社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認できる上、当該裁定請求書には、申立人と同姓の押印が確認できる上、申立期間⑤に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄において脱退手当金の支給を示す「脱」表示が記されているとともに、当該期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑤に係る被保険者資格喪失日から約 4 か月後の同年 5 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、オンライン記録上、申立期間④の前にある 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称等を自らが記入する欄に、この 2 回の被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間①、②及び③についても記入されていないことが確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から50年4月1日まで

私の夫は、申立期間においてA社の代表取締役であり、給与支給額は25万円であった。

しかし、社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低い金額に記録されている。

申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本、申立人の妻の主張及び申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述により、申立人は申立期間においてA社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人の妻は、A社の賃金台帳、申立人の給与明細書等の社会保険料等の控除に関する資料は保管していないものの、申立人の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低く記録されているとして申し立てている。

しかし、前述の複数の同僚に事情を確認しても、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった上、申立人のA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、仮に、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると判断されることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

大分厚生年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 22 日から 41 年 3 月 21 日まで
② 昭和 41 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで

私は、A社に入社し、申立期間①において同社に勤務していたが、同社の事業縮小のため、親会社であったB社に転籍し、申立期間②において当該事業所に勤務していた。

B社を退職する時に脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、何か書類を書いた覚えも無いにもかかわらず、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚のうち、申立人と同様に昭和 41 年 3 月に同社に係る同資格を喪失し、同資格喪失日と同日に申立期間②のB社において同資格を取得した女性 89 人に係る脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人が同社において同資格を喪失した前後 2 年以内に同資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給要件を満たす 43 人のうち、19 人（申立人を含む。）に脱退手当金の支給記録があり、19 人全員について、同資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、支給決定日が同日である者が複数確認できる。

また、昭和 41 年 3 月にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同資格喪失日と同日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「退職する従業員に対しては、会社の社会保険事務担当者が個別に受給の意思を確認し、受給希望者に対しては会社が手続を行っていたと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基

づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年7月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。